



「くるみん認定」を受けました！！

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員一人ひとりがその能力を充分に発揮できるようにするために 2023 年 4 月に計画期間 2 年間で策定した一般事業主行動計画において、2025 年度新基準にて 2025 年 11 月 21 日付で「くるみん認定」を受けました。

(2025 年 12 月 11 日現在 兵庫県内認定企業 160 社・うち 2025 年認定企業 24 社)

□ くるみん認定とは？

くるみん認定は、次世代育成支援対策推進法に基づき、職員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を厚生労働大臣が「子育てサポート企業」として認定する制度です。認定を受けた企業は、「くるみんマーク」を商品や広告、求人票などに使用することができ、企業のイメージアップや人材獲得競争における優位性確保に繋がります。

□ くるみんマーク

くるみんマークの色彩は、輪郭と文字の色はピンク色、おくるみの部分は淡いピンク色と決まっています。また認定マークの上部には、認定を取得した最新の年が付記され、認定を受けた回数により星マーク(☆)が異なります。

□ くるみん認定基準

- 1 : 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定していること
- 2 : 2年以上5年以下の計画を策定していること
- 3 : 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成していること
- 4 : 行動計画の公表と社内周知が行われていること
- 5 : 男性育休等取得率 30%以上を達成し、その割合を「両立支援のひろば」で公表していること
- 6 : 女性育休等取得率 75%以上を達成し、その割合を「両立支援のひろば」で公表していること
- 7 : 常勤職員の時間外労働の各月平均時間数が 30 時間未満で、60 時間以上の職員がないこと

8：所定の雇用環境整備措置を実施していること

- ・ 男性労働者の育児休業等の取得期間延伸のための措置
- ・ 年次有給休暇取得促進のための措置
- ・ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件整備のための措置

9：法令を遵守していること

□ ぐるみん認定取得のメリット

メリット1：認定マーク使用によるPR効果

各認定を受けた事業主は、それぞれの認定内容に応じて、厚生労働大臣が定めた「認定マーク」を商品・広告・求人広告などに表示して、子育てサポート企業であることをPRすることができます。

メリット2：日本政策金融公庫貸付の優遇

日本政策金融公庫(中小企業事業)が実施する「働き方改革推進支援資金(企業活力強化貸付)」を利用できるようになり、基準利率を引下げた特別利率で貸付を受けることができます。※審査有

メリット3：賃上げ促進税制(企業が従業員の給与を前年に比べて増加させた場合、その増加額に応じて法人税や所得税から税額控除をうけることができる制度)の優遇

税額控除率を5%上乗せ・控除上限は法人税等の20%・5年間繰越可能

前年給与比 +1.5%以上増加 … 15%+5%

前年給与比 +2.5%以上増加 … 30%+5%

メリット4：公共事業の調達における加点評価

各府省による公共調達において加点評価等が行われ、落札や競争調達による受注案件への参加を有利に進めることができます。

次世代育成支援対策推進法第14条の厚生労働大臣が定める表示
(認定マーク)に係る留意事項 (改正後のマークについて)

1 認定マークを使用できるものについて

改正後のマークは、令和4年4月1日施行の次世代育成支援対策推進法施行規則に定める認定基準をすべて満たした場合に使用することができます。

たとえば、次に掲げるものに認定マークを使用することができます。

- ① 商品又は役務^(※)
- ② 商品、役務又は一般事業主の広告
- ③ 商品又は役務の取引に用いる書類又は通信
- ④ 一般事業主の営業所、事務所その他の事業場
- ⑤ インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報
- ⑥ 労働者の募集の用に供する広告又は文書

※ 役務への表示については、具体的には銀行による金融サービス、不動産業による不動産取引の仲介、運輸業による物品の運搬、旅行会社によるツアーの実施等、サービス提供に当たって着用することとされている制服に表示したり、これらのサービス提供に当たって使用する車両等に表示することが想定されます。

2 認定マークにおける星マーク(☆)の付記の方法について

認定マークには、認定を受けた回数に応じて、星マーク(☆)を付記することとなります。

なお、改正前の認定マークについても、引き続き使用することができます。

3 認定マークにおける最新の取得年の付記について

認定マークの上部に、認定を取得した最新の年を付記することとなります。

4 認定マークの色彩について

令和4年4月1日以降の認定基準に基づく、くるみんマークの色彩は、輪郭(髪、目及び口に相当する部分を含む。)及び文字の色はピンク色とし、おくるみに相当する部分の色は淡いピンク色となります。ただし、ピンク色及び淡いピンク色とすることが不適当な場合にあっては、輪郭及び文字の色を黒色とし、おくるみに相当する部分を淡い黒色も可能です。

また、トライくるみんマークの色彩は、色彩は輪郭(髪、目及び口に相当する部分を含む。)及び文字の色は黄緑色とし、おくるみに相当する部分は淡い黄緑色となります。

ただし、黄緑色及び淡い黄緑色とすることが不適当な場合にあっては、輪郭及び文字の色を黒色とし、おくるみに相当する部分を淡い黒色も可能です。

くるみんプラスマークの色彩は、ピンク色となります。また、トライくるみんプラスマークの色彩は、輪の部分及び文字の部分は黄緑色とし、輪の内側の部分はピンク色となります。ただし、ピンク色または黄緑色とすることが不適当な場合にあっては、黒色も可能です。

基準適合一般事業主認定通知書

医療法人公仁会

理事長 東 靖人 殿

貴法人の令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの一般事業主行動計画については、次世代育成支援対策推進法第十三条に基づく基準に適合するものであると認定しましたので、通知します。

令和七年十一月二十一日

兵庫労働局長

